

政策法務講座

～法務により行政を運営し、政策立案のために条例を役立てる～

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

行政課題解決のための、法令解釈や条例・規則立案能力を身につける。

- 自治体職員に求められる政策法務の必要性、あり方について理解します。
- 関係法令の解釈や運用、条例・規則等の立案能力の向上を図ります。
- 事例演習を通して政策実現の過程を理解し、学びます。

期日	1 日目	令和 7 年 8 月 7 日(木) 10時～16時30分 ※集合：9時45分			
	2 日目	令和 7 年 8 月 8 日(金) 9時30分～16時30分			
	3 日目	令和 7 年 8 月 2 1 日(木) 9時30分～16時30分			
	4 日目	令和 7 年 8 月 2 2 日(金) 9時30分～16時30分			
会場	茨城県自治研修所 7 階 7 0 1 研修室			講師	常磐大学総合政策学部 教授 吉田 勉 氏
対象	一般職員 自治体職員に必要な政策法務の基礎知識を学びたい方				

研修の概要

地方創生を目指す社会において、自治体職員には、法令の解釈や条例・規則等を立案するための能力がますます必要となっています。

当講座では、政策法務の基礎理論を学ぶとともに、実際の事例を用いた検討を行うことで、政策法務能力の更なる向上を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00		12:00	13:00		16:30
1日目		開講 オリエンテーション		自治体法務とは、法の体系・基本原則、法令の形・制定プロセス（講義）		休憩		
2日目				法解釈の実践、地方分権改革（講義・演習）		休憩		
3日目				自治体の組織・権限と意思決定、自治体・職員の責任（講義・演習）		休憩		
4日目				自治体最強の武器「条例」、自治体法務の部品たち、事例研究（講義・演習）		休憩		閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 日々の業務で何気なく運用しているものも、全ては法に基づいているものと再確認できた。
- ・ 「政策立案の担当部署にいたことはないけど大丈夫だろうか」という気持ちで受講したが、とても面白く、勉強になる講義だった。
- ・ 事例を研究していくことで、行政上の諸問題の解決方法を、身近な事例に置き換えて考えることができ、理解を深めることができた。

■茨城県自治研修所 研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp
HP <http://www.ibaraki-jichiken.jp>

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
- ・車でお越しの際は、水戸赤十字病院そばの研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)をご利用ください。(徒歩約10分)
- 合同庁舎正面の駐車場は駐車できません。



駐車場地図